

あなたの 空き家 大丈夫ですか？



令和5年12月に
**空家等対策の
推進に関する特別措置法**
が改正されました。

いつでも第三者が侵入
できるような空き家、
面倒だからと**放置**
していませんか？



放置したままだと大幅な**税額の上昇**に
つながる可能性があります。

駒ヶ根市の空き家、適切に管理していますか？

空き家を放置したままだと起こる問題・危険性、管理することで生まれるメリット、
駒ヶ根市での空き家の活用方法をわかりやすく紹介します！

当冊子は、冊子内に広告を掲載している企業の協賛により、市に寄付されています。

駒ヶ根市 空き家

相談窓口

／お気軽にご相談ください！／



空き家のことで困ったら

どこに相談したら
よいのかわからない…。

空き家の維持管理が
できないので壊したい…。



空き家を売りたい、
貸したい…。



中立的な立場で、相談に応じます

空き家に関する様々な相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。



空き家に関する相談窓口

空き家の解体・除却ほか 空き家対策全般に関すること

都市計画課 景観建築係

■メール／kenchiku@city.komagane.lg.jp

空き家の活用、 移住・定住に関すること

企画振興課 少子化・人口戦略室

■メール／iju@city.komagane.lg.jp

相談
無料



日 時

- 毎月第1水曜日
- 午前9時～正午

※第1水曜日が閉庁日の場合は、
第2水曜日になります。

場 所

駒ヶ根市役所
企画振興課(本庁舎2階)

参加者に こまかっぱメモ帳プレゼント!

空き家に関する相談内容をあらかじめ整理してからご相談ください。

駒ヶ根市役所 TEL／0265-83-2111 FAX／0265-83-1278

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号

空き家の活用を考えてみませんか？

「空き家を相続したけど、どうすればいいのかわからない…」「空き家を持っているけど何から手を付ければいいの？」と空き家の悩みは尽きません。まずは自分の持っている空き家の現状を把握し、自分が何をしたいといけなのを確認しましょう。

まずは現状を把握しましょう

☒ 相続登記は済んでいますか？

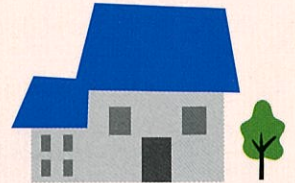
空き家を適切に管理・処分するためには、まず相続登記が必要です。弁護士や司法書士へ相談しましょう。

☒ 特定空き家等の対象ではありませんか？

特定空き家等に指定された場合、早急な対応が必要です。まずは不動産会社へ相談しましょう。

☒ 家の中は片付いていますか？

家の中にまだ家具・家財がある場合は、不用品の処分からはじめましょう。



建物を残して活用する

●資産運用する

例) 賃貸経営、民泊事業等

- ・駒ヶ根市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する



●売却する

- ・駒ヶ根市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

無料で空き家の査定をしてくれる企業もあります。
まずは相談してみましょう。

●自分たちで住む

例) リフォーム、リノベーション、古民家再生等

- ・リフォームやリノベーション等を専門としている企業へ相談する



建物を解体して活用する

解体する…解体業者へ相談する



空き地になったら

●資産運用する

例) 駐車場経営・アパート経営等

- ・賃貸業者等へ相談する
(無料相談会を実施している企業もあります)

●売却する

- ・駒ヶ根市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する



建物の解体費用シミュレーター

いくつかの設問に答えるだけで、建物の解体工事の概算費用が無料で分かるサービスです。

本サービスは、空き家の将来について様々な可能性を考える際の一助となることを目的としています。
この機会にぜひご利用ください。

ご利用はこちらから！



空き家の活用方法がはっきりしていない

家は人が住まなくなるとすぐに傷んでしまいます。
空き家の管理に悩んだら、シルバー人材センター等の空き家を管理している企業や、市役所へ相談してみましょう。

適切な管理
をしましょう



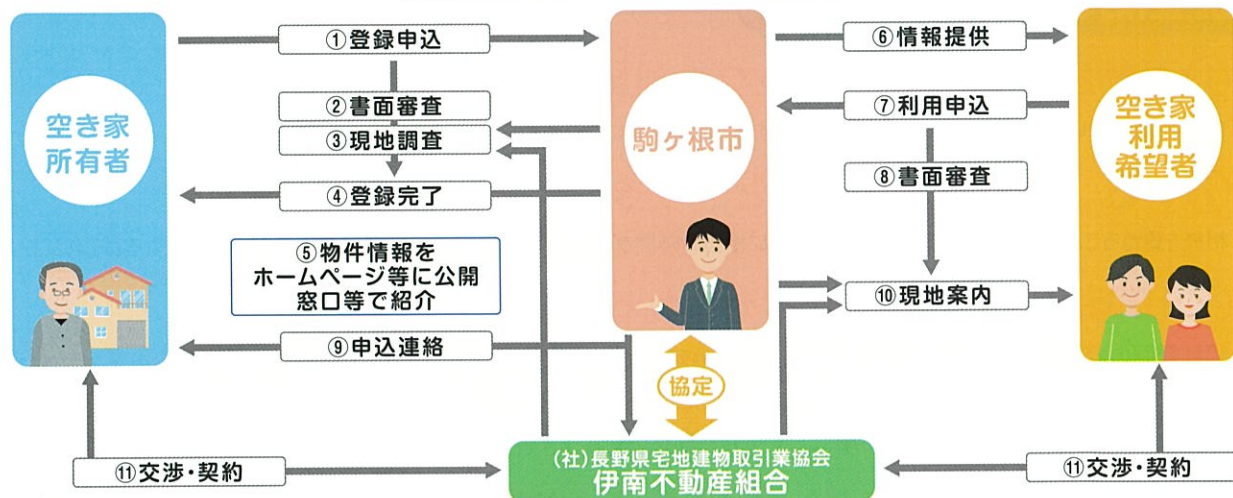
活用しよう!～空き家バンク制度について～

空き家バンク制度とは、駒ヶ根市が伊南不動産組合と協定を結ぶことによって、空き家を売りたい・貸したい方と空き家を買いたい・借りたい方の橋渡しをする制度です。

物件を登録したい方に関しては、申請のあった物件を市とプロの不動産業者が調査を行い、物件についての意見がもらえ、また、物件を利用したい方に関しては、現地案内や駒ヶ根市の不動産情報について説明してもらえる制度です。

空き家を売りたい・貸したいという方や空き家を買いたい・借りたいという方は是非ご利用ください。

空き家バンク利用の流れ



駒ヶ根市の空き家関係に 使える補助金一覧

詳しくは
市HPへ!



空き家改修等補助金

補助金額 経費の1/2、上限50万円

空き家バンクの登録物件の改修費用の一部を補助します



空き家バンク成約奨励金

奨励金額 10万円

空き家バンク物件の売買または賃貸借が成約した場合に、所有者の方に奨励金をお支払いします



空き家片づけ補助金

補助金額 経費の1/2、上限10万円

空き家の有効活用を促進し、空き家バンクへの物件登録推進を図るため、空き家バンク登録物件の片付け費用の一部を補助します



物価高騰対策マイホーム支援事業補助金

補助金額 10～40万円

※新築住宅の場合20～50万円

子育て世代で市内に中古住宅を購入する方または住宅を新築する方を対象に補助金を交付します



令和6年4月1日から相続登記が義務化

相続登記

お済みですか？

そもそも相続登記って…？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなった場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。



相続登記をしないと…？

❗ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

❗ いざ、相続登記をしようという時に手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となるおそれがあります。

❗ 10万円以下の過料が科せられる可能性も！

相続登記の義務化により、相続人は相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※令和6年4月1日より前に発生した相続についても義務化の対象です

**相続登記をしないと、思わぬ不利益を受けることがあります。
そうなる前に、早めに対応することが大切です！**

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP1 必要書類の収集

申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

① 相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ● 除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

② 相続人全員の住民票の写し

③ 登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④ 委任状(代理人が申請する場合)

STEP2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

〔手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。〕

※原則として、委任状必須

法務局HPより
ダウンロードが
可能です！

STEP3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に
必要書類と登記申請書を提出し
申請します。

完了



すみやかに相続登記の申請をすることができない場合は、「相続人申告登記」(令和6年4月施行)の手続きをすることで、一時的に申告の義務を果たすことができます。(詳しくはこちらへ→)



法務省HP (<https://www.moj.go.jp/MINJI/fudousantouki.html>) を加工して作成



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。

2025年8月発行
発行：駒ヶ根市 編集・デザイン：株式会社ジチタイアド